

京丹波町（案）、南丹市、亀岡市の人権条例の比較

	京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む 人権尊重のまちづくり条例（案）	南丹市人権を尊重し多様性を認めあう まちづくり条例	亀岡市人権尊重推進条例
施行日	公布・施行前	2022年（令和4年）1月1日施行	2024年（令和6年）4月1日施行
推進計画・ 基本方針	第7条 町は、人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。 2 町は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。	第6条 市長は、人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりの実現に必要な人権施策を効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。 2 市長は、基本方針を定めようとするときは、第10条第1項に規定する南丹市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。 3 市長は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。 4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。	第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 （1） 人権教育及び人権啓発の推進に関する事項 （2） 人権問題に関する相談及び支援体制の推進に関する事項 （3） 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項 3 市長は、基本計画の策定及び進捗管理等に当たっては、第10条第1項に規定する亀岡市人権尊重推進審議会の意見を聴かなければならない。 4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。 6 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、府その他関係機関との連携を強化するなど、推進体制の充実に努めるものとする。
人権教育及び人権啓発の推進	第8条 町は、町民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会を通じて人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。	第7条 市は、市民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関などと連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。	第8条 市は、人権尊重のまちづくりに関する市民等及び企業等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進に努めなければならない。
相談・支援体制の充実	第9条 町は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供、その他必要な支援等体制の充実に努めるものとする。	第8条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるため、関係機関などと連携し、相談の実施、情報の提供、その他必要な支援など体制の充実に努めるものとする。	第9条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の推進に努めなければならない。
調査	第10条 町は、第1条の目的を達成するために、必要な調査を行うことができる。	第9条 市長は、第1条の目的を達成するために、必要な調査を行うことができる。	
審議会の設置	第11条 推進計画や人権施策等に関する重要な事項を審議するため、京丹波町人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 前項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。	第10条 基本方針や人権施策などに関する重要な事項を審議するため、南丹市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 （1） 基本方針の策定及び変更について審議すること。 （2） 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、人権施策に関する重要な事項を調査、審議すること。 3 審議会は、委員5人以内で組織する。 4 委員は、市民及び関係団体の代表者、専門的な知識を有する者、その他市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。 5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、再任されることができる。 7 委員の報酬等の額は、南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南丹市条例第74号）の定めるところによる。 8 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。	第10条 市長の諮問に応じ、本市における人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、亀岡市人権尊重推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。 （1） 第7条に規定する基本計画の策定及び進捗管理等に関すること。 （2） その他、人権尊重のまちづくりに必要な施策に関すること。 第11条 審議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1） 学識経験者 （2） 関係団体の役員又は構成員 （3） 公募の市民 （4） その他市長が適当と認める者 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
委任	第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。	第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	